

指定管理者が決定

指定管理者制度とは

従来、公の施設の管理運営を外部に委ねる場合は、市の出資法人や公共的団体などに限られていましたが、平成15年の地方自治法の改正により、市議会の議決を経て指定された民間事業者などが、公の施設を管理運営できるようにになりました。

指定管理者制度の目的

多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減などを図ることを目的とするものです。

嘉穂老人福祉センター



指定管理者となる団体
株式会社トキワビル商会
指定管理期間
平成 29 年 4 月 1 日
～平成 32 年 3 月 31 日

山田いこいの家「白雲荘」



指定管理者となる団体
株式会社トキワビル商会
指定管理期間
平成 29 年 4 月 1 日
～平成 32 年 3 月 31 日

ふるさと交流館なつきの湯



指定管理者となる団体
株式会社トキワビル商会
指定管理期間
平成 29 年 4 月 1 日
～平成 32 年 3 月 31 日

山田ふれあいハウス



指定管理者となる団体
社会福祉法人
嘉麻市社会福祉協議会
指定管理期間
平成 29 年 4 月 1 日
～平成 32 年 3 月 31 日

稲築老人憩の家



指定管理者となる団体
株式会社トキワビル商会
指定管理期間
平成 29 年 4 月 1 日
～平成 32 年 3 月 31 日

稲築社会福祉センター



指定管理者となる団体
株式会社トキワビル商会
指定管理期間
平成 29 年 4 月 1 日
～平成 32 年 3 月 31 日

業務委託との違いは

業務委託とは業務の一部だけを業者に受託するのに対し、指定管理者は施設の管理に関する権限全般を受託して管理を行う。

市は管理権限の行使は行わず、施設の設置者としての責任を果たす立場から必要に応じて指示などを行う。

公の施設とは

市が住民の福祉を增进するために設置した施設のこと、スポーツ施設、文化施設、社会福祉施設、都市公園などがあります。

公の施設の管理とは

施設の設置目的に沿って行われる施設全般にわたる管理で、施設の運営、清掃、修繕などを指定管理者が直接行うか、指定管理者が他の業者に委託します。

馬見山キャンプ村

新規



指定管理者となる団体
株式会社プチライフ
指定管理期間
平成 29 年 4 月 1 日
～平成 32 年 3 月 31 日

古処山キャンプ村

新規



指定管理者となる団体
株式会社プチライフ
指定管理期間
平成 29 年 4 月 1 日
～平成 32 年 3 月 31 日

嘉麻斎場

新規



指定管理者となる団体
株式会社九州互助センター
指定管理期間
平成 29 年 4 月 1 日
～平成 34 年 3 月 31 日

物産館うすい(道の駅うすい)



指定管理者となる団体
株式会社うすい
指定管理期間
平成 29 年 4 月 1 日
～平成 32 年 3 月 31 日

手づくりふるさと村



指定管理者となる団体
嘉麻市山田活性化
センター運営委員会
指定管理期間
平成 29 年 4 月 1 日
～平成 32 年 3 月 31 日

カッホー馬古屏



指定管理者となる団体
農事組合法人
カッホー馬古屏
指定管理期間
平成 29 年 4 月 1 日
～平成 32 年 3 月 31 日

適正な管理は

- ① 指定管理者が行う業務の範囲や基準については条例で定める。
 - ② 利用料金については、条例で定める範囲内で指定管理者が決め、市長が承認する。
 - ③ 地方自治法で利用者に不平等な取扱いをすることは禁止されています。違反した場合には、指定を取り消すことができます。
- 以上のように、民間事業者が管理しますが、最終的な責任は市が負います。また、基本的なことは市が決定するので、適正な管理は確保されます。